平成２７年（フ）第１１０８７号
東京都小平市大沼町２丁目１―34　第１西窪荘102号
債務者　溝渕　昭一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０８８号
東京都世田谷区鎌田１丁目５―17―102
債務者　海老原昌美（旧姓宇山）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０８９号
東京都八王子市大谷町70―15―102
債務者　水戸　忠昭
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０９０号
東京都板橋区富士見町23―３―305
債務者　大槻　　弘
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０９１号
東京都江東区三好４丁目８―17―202
債務者　池田　梅乃
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０９２号
東京都清瀬市松山１丁目42―５
債務者　舩津　公二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０９７号
東京都練馬区西大泉１丁目９―６―206
債務者　中村　勇輝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０１号
東京都三鷹市井の頭２―26―35　アカデミーハウス101、住民票上の住所東京都三鷹市井の頭２丁目26―35
債務者　川崎久美子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０２号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目31―18―201
債務者　関口　　宏
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０４号
東京都中野区沼袋４丁目３―11―305
債務者　阿由葉智之
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０５号
東京都江東区亀戸４丁目15―５―203
債務者　小笠原雅子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０６号
東京都練馬区関町北１丁目21―９―508
債務者　藤中　順子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１０８号
埼玉県所沢市有楽町５―10―704
債務者　笹　　光明
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１５号
東京都港区白金５丁目８―４―303
債務者　池田　佳代
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１９号
東京都文京区千駄木３丁目21―10　佐藤アパート
債務者　小林　三浩
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部